

# 公金の保管運用のあり方について(報告書) 概要版

## 川崎市におけるペイオフ解禁への対応方策指針

川崎市公金預金の保管に関する検討会 平成 13 年 11 月

### はじめに

- ・ 1990年代に入り金融機関への安全神話が崩壊,2002年4月のペイオフ解禁を目前にして,金融機関へ注がれるまなざしの厳しさがますます増していくものと思われる。
- ・ 自治体においても,金融商品に内在するリスク管理を念頭に置きつつ,公金の保管運用にあたっては,一層の自己責任が求められる時代となっている。金融機関破たんによる公金毀損においては,自治体自らが責任を取る覚悟が必要である。

## 第 1 章 ペイオフ解禁への基本姿勢

### 第 1 節 預金保険制度の概要

- ・ 預金保険事故発生の際は,一金融機関においては,一預金者あたり元本 1,000 万円とその利息のみが保護されることとなる。
- ・ 対象となる金融機関は,都市銀行,地方銀行,第 2 地方銀行,信託銀行,長期信用銀行,信用金庫,信用組合,労働金庫である。本市指定金融機関,指定代理・収納代理金融機関においては,商工組合中央金庫と,郵便官署を除くすべての金融機関が対象となる。

なお,セレサ川崎農業協同組合は貯金保険機構によって,ほぼ同様の保護がかけられている。
- ・ 本市の場合は一般・特別会計口座のみならず,企業会計口座や,前渡金管理者口座等が合算され,一預金者とみなされる(これを名寄せという)。
- ・ ペイオフ解禁のスケジュールは,2002年4月に定期性預金,2003年4月に決済性預金(普通預金等)が解禁される。

### 第 2 節 公金保護方策の基本的な考え方

- ・ 本市公金預金は約 2,000 億円程度が存在し,まずこの預金量を減らすことが求められる。
- ・ 具体的には債券購入や,企業会計への繰替運用の拡大等である。
- ・ それでも,支払準備金等は預金の形で残るため,経営状況を検討した上で,預入

先金融機関の選別を行う。

- ・ また、制度融資、基金等、個別の課題も存在する。
- ・ さらに、預金保険事故が現実のものとなった場合は、債権債務の相殺により公金預金の保護を行うこととなる。

## **第2章 公金全般の保護方策**

### **第1節 金融商品の選択**

- ・ 金融商品の選択においては、元本保証のある商品による安全性の確保が第一である。
- ・ 金融機関の破たんリスクを考慮せざるを得ない以上、国債、政府保証債、地方債等、発行元が破たんする危険のない公共債の購入が適当である。
- ・ 債券購入にあたっては、市場の影響を排するためにも、償還日までの持ちきりの形を取り、一度購入した後の売却は基本的に行わないものとする。
- ・ なおオーバーパー債券購入にあたっては、会計処理上の問題が指摘されている。

### **第2節 預金量の圧縮**

- ・ これまで一般・特別会計に対してのみ行ってきた基金からの繰替運用を、対象を企業会計に拡大していくものとする。
- ・ 企業会計側の資金需要に合わせて、あらかじめ設定した金利による貸付を行う。
- ・ 前渡金管理者口座の管理については、支払事務手続の見直しを行った上で、前渡金の滞留期間及び滞留額を逡減させていくものとする。
- ・ 前渡金管理者口座についても、原則として別途定める金融機関の選別基準に沿うものとする。

### **第3節 金融機関の選別**

- ・ 金融機関はその経営状況等により、ランク分けを行う。
- ・ 選別を行う際は、自己資本比率をはじめとする決算情報、格付け・株価等の市場の評価を表す指標、その他の情報等により総合的に判断する。
- ・ また個別の金融機関の経営方針などを聴取する意味で、必要に応じて各金融機関へ本市向けの決算説明会開催を依頼する。
- ・ また専門家の活用においては、「(仮称)金融機関調査連絡会議」への、格付け会社、シンクタンク等からの職員の招へい等が挙げられる。

## 第4節 金融機関との新たな関係

- ・ 公金保護の観点にたち、指定金融機関からの担保増額をはじめとし、指定代理・収納代理金融機関からの新たな担保供出について粘り強く交渉する。
- ・ 支払事務の一部委託等により指定代理金融機関の活用を図る。

## 第5節 債権債務の相殺

- ・ 債権債務の相殺を行う条件としては、全国銀行協会の示したひな型に沿った、各金融機関における預金規定の改定を確認する必要がある。
- ・ また、預金保険事故が生じた場合に相殺が行えるよう、本市基金条例を改正する。
- ・ なお市債と預金の相殺においては、繰上償還のための予算計上が必要となる。
- ・ このほか、土地開発公社に対する損失補償を債務保証に切り替えることで、土地開発公社の債務と、本市預金との相殺を可能とすることを考えていく。なおこの場合も予算計上が必要となる。

## 第6節 ペイオフ対策における体制整備

### 1 預金量と借入量の把握

- ・ 預金債権と、借入債務の全体像を把握することは、ペイオフ対策を進める上での前提条件である。全庁的な問題意識を持って、公金の集中管理体制を構築することが急務である。

### 2 公金管理における説明責任と保管運用方針の策定

- ・ 公金管理における住民への説明責任を果たすためには、「公金の保管運用方針」を定めた上で、これをあらかじめ公開しておくことが必要である。
- ・ 「公金の保管運用方針」策定においては、安全性、流動性の確保を第一におき、それらが達成できた上で有利性を追求するものとする。

### 3 有事の対応

- ・ 現段階でできうる事項をまとめ、「金融機関破たん時対応マニュアル」を作成する。なお他都市における金融機関の破たん事例等も参考にする。
- ・ さらにこのマニュアルをもとに、定期的な「金融機関破たん時対応訓練」も行う。

### 4 体制整備

- ・ ペイオフ解禁下における公金保護方策の実施状況確認等の目的で、1(仮称)公金預金の保管に関する対策推進会議、2(仮称)金融機関調査連絡会議を設ける。
- ・ 1については本検討会を改組した形とする。
- ・ 2は企業会計を含めた公金取扱担当者を中心に構成し、外部の専門家の意見も聴取する。

### 5 職員の賠償責任

- ・ 他の自治体においては、公金の運用先選定に関する住民訴訟が起きている。ペイオフ解禁により、預金保険事故発生時の公金毀損が現実のものとして考えられる現在、「公金の保管運用方針」を策定し、公金保管運用の基準を明確にしておく。

## **第3章 公金種別ごとの保護方策**

### **第1節 制度融資預託金**

- ・ 制度融資の預託金は、政策誘導のための貸付金としての性格を有しており、この点では他の公金預金と異なっている。そのため金融機関側の理解を得た上で、預託金に関する担保徴求を実現させるべきであるが、現下の情勢からは難しいものと考ええる。
- ・ 制度融資のペイオフ対策としては、まず統廃合を含めた制度自体の見直しを進める。
- ・ さらに残高預託方式を廃止し、目標預託方式に全て移行する。
- ・ また既に利子補給方式を行っている制度については、預託金を廃止する。
- ・ これらに加え、利子補給方式による制度融資、相殺を想定した預託金との同額借入、損失補償付与等、そのほかの手法の組み合わせを検討していく。
- ・ 金融機関の選別に関しては、預託金の性質上困難が伴うが、可能な限りにおいて別途定める選別基準を準用するものとする。

### **第2節 基金**

- ・ 本市における基金の現在高は1,200億円を超えており、ペイオフ対策が必要な公金の実に6割以上を占める。まず「取崩し型基金」「果実運用型基金」「運用基金」と、基金の性格による分類をした上で、はじめの2つについては一元的な管理体制を敷く(ただし公共下水道事業基金は除く)。
- ・ 基金についてもあらかじめ「運用方針」の策定が必要である。その上で、当面の間は基金残高のおよそ半分について債券の購入に充て、残りの半分については企業会計も含めた繰替運用と、選別を行った金融機関への預金で対応するのが妥当と考える。
- ・ また基金による市債務との相殺を可能とするために、基金条例の改正を行う。

### **第3節 企業会計を含めた歳計現金**

- ・ 歳計現金のペイオフ対策においては、金融機関の選別が最も重要となる。一般・特別会計に企業会計を含めた「(仮称)金融機関調査連絡会議」による、経営状況把

握・選別作業が必要となり，ここでは外部専門家の意見を取り入れていく。

- ・ また各金融機関の預金量の把握という点でも，一般・特別会計と企業会計との協力体制の構築が必要である。
- ・ 歳計現金においても，市民への説明責任を果たす観点から，「歳計現金保管運用方針」の策定が必要である。当面は普通預金による保管が妥当と考えるが，条件が整備されれば，短期国債などによる保管も検討課題である。
- ・ このほかにも，繰替運用の活用，資金移動方法の見直し，前渡金管理方法の徹底等が考えられる。

## **第4章 今後の課題**

### **1 3つの緊急課題**

#### **(1)「(仮称)公金預金の保管に関する対策推進会議」の設置**

本検討会を改組する形で，「(仮称)公金預金の保管に関する対策推進会議」を設置する。本市におけるペイオフ対策の進み具合を管理し，今後発生するであろうさまざまな問題点の調整を図る。

なお以下に述べる「(仮称)金融機関調査連絡会議」は，この協議会の下に置くものとする。

#### **(2)「公金の保管運用方針」の策定**

自治体の公金保管を取り巻く状況変化に対応するため，また，住民への説明責任を果たすため，「公金の保管運用方針」を策定する。

#### **(3)「金融機関の選別基準」の策定**

「(仮称)金融機関調査連絡会議」において，専門家の意見を取り入れながら「金融機関の選別基準」を策定する。これは公金預金の保護のために必要な措置であり，本市の統一的な行動につなげていく目的がある。なお，基準作成の事実公表するが，金融機関を特定するような情報については非公開とする。

### **2 6つの重要課題**

#### **(1)基金の一元管理体制の確立と債券購入**

「取崩し型基金」「果実運用型基金」における一元管理体制を確立する。

安全性，流動性の確保を第一に考える。

より精度の高い基金の長期的資金計画を策定することで，債券購入を含めたより安全・有利な運用を行う。

#### **(2)公金の集中管理体制の構築**

有事の際に的確な判断を行うため、また資金の有効活用を行うため、全金融機関の全口座を集中して管理する体制を構築する。

### (3) 制度融資預託金の保護方策の実施

制度融資預託金は、政策誘導の目的を持つため、他の公金預金とは異なる性格を持ち、何らかの予算措置は避けられない。

まず、制度自体の統廃合、残高預託の廃止、利子補給を既に行っている制度の預託金の廃止を行う。

そのうえで、利子補給制度の新たな導入、相殺を想定した同額借入、損失補償付与等、いくつかの方策を組み合わせた対策が必要である。

### (4) 繰替運用の活用

基金の運用先として、一般・特別会計に加え、新たに企業会計への繰替運用を行う。

### (5) 前渡金の管理事務手続の見直しと、滞留期間、滞留額の逡減

資金前渡による公金の支出が、そもそも特例であることを確認した上で、前渡金事務手続の流れを見直す。

さらに、前渡金の預金としての滞留期間、滞留額の逡減を行う。

### (6) 土地開発公社の債務保証を実施する等、債権債務相殺のための条件整備

まず全ての金融機関における預金規定改定作業の完了を確認する必要がある。

また、基金による相殺を可能とするために、本市基金条例の改正を行う。

さらに、土地開発公社のもつ債務との相殺を想定し、本市が行っている損失補償を債務保証に切り替える。

## 3 取組を進める4つの課題

### (1) 金融機関からの担保供出のための交渉継続

指定金融機関からの担保増額に加え、指定代理・収納代理金融機関からの新たな担保供出に向け、粘り強い交渉を継続する。

### (2) 支払事務の一部委託を含めた、指定代理金融機関の活用

有事においても支払事務を円滑に進めるために、指定代理金融機関への一部支払事務の委託を検討する。

### (3) 「金融機関破たん時対応マニュアル」の作成と、対応訓練の実施

現段階においても、ペイオフ解禁以前の破たん事例から考え得る対策について、「金融機関破たん時対応マニュアル」を作成する。

また、ペイオフ解禁後に金融機関の破たん事例が現出するようならば、関係自治体の対応の実例も参考とする。

マニュアル作成後は、これに沿った金融機関破たん時対応訓練を行う。

#### (4) 金融の専門家の活用

「金融機関の選別基準」策定にあたり、金融の専門家の意見を取り入れる。具体的には「(仮称)金融機関調査連絡会議」の場で、選別基準に関する意見聴取等を行う。

#### むすびに

- ・ ペイオフ解禁後は、金融機関の淘汰等、金融情勢の変化はさらに進むものと考え  
る。
- ・ ペイオフ解禁は既定の事実であり、今後はこの報告書に沿った、早急な対応策の  
実施が求められる。